

令和4年度原子力規制委員会
第81回会議議事録

令和5年3月8日（水）

原子力規制委員会

令和4年度 原子力規制委員会 第81回会議

令和5年3月8日

10:30～12:30

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の次期中長期計画認可
- 議題2：加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMHI原子燃料株式会社への分割の認可
- 議題3：高度被ばく医療支援センターの新規指定
- 議題4：東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の状況
- 議題5：令和4年度マネジメントレビュー（第2回）

○山中委員長

それでは、これより第81回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の次期中長期計画認可」です。

説明は、放射線防護企画課の新田課長、量子科学技術研究開発機構の茅野理事からお願いいたします。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

本日、この議題の手續と概要につきまして、私から簡単に説明させていただきました後、QST（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）の茅野理事から、中長期的計画の概要について御説明いただきたいと思っています。

資料1の1ページの「2. 経緯」にございますように、令和5年1月18日の原子力規制委員会におきまして、QSTの次期中長期目標等の案について、原子力規制委員会の共管部分の案について御了承いただきまして、その後、協議等を行って修正がなかったため、原子力規制庁長官の専決裁で中長期目標を決定しております。これをそのままQSTに対して、主務大臣である文部科学大臣と原子力規制委員会から指示しまして、QSTから次期中長期計画案の認可を申請いただいているところでございます。

それを受けてですが、3. でございます。別紙が次期中長期計画案の原子力規制委員会の共管部分です。別添1は、次期中長期目標等と中長期計画案の対応表の原子力規制委員会の共管部分、別添2が中長期計画案の概要となっております。また、主務大臣からQSTに指示した次期中長期目標等は、参考2につけているところでございます。

つきましては、別紙について御了承いただくとともに、これを財務大臣に協議することについて、御決定いただきたいと考えているものでございます。

資料の2ページに「今後の予定」がございます。3月中旬に、御了承いただけましたら、主務大臣から財務大臣へ協議をいたします。その後、協議において修正があれば、原子力規制委員会に諮って認可を決定、また、修正がなければ、協議案のままで原子力規制庁長官専決での決裁により、次期中長期計画の認可を決定とさせていただきたいと思っております。

では、この後、QSTの茅野理事から御説明をお願いします。

○茅野量子科学技術研究開発機構理事

では、量子科学技術研究開発機構（QST）の第2期中長期計画を御説明いたします。

別添2です。1ページめくっていただきますと、今、認可申請しております中長期計画の目次になっております。

序文、前文に続いて、I.の「研究開発の成果の最大化」に関する章がありまして、四つの項目を設けておりますけれども、その二つ目の「2. 放射線被ばくから国民を守るための研究開発と社会システム構築」、これが原子力規制委員会共管部分でございまして、(1)

から（３）の三つのサブテーマから構成しております。

次のページは、この２．の前文的なものですけれども、近年、リスクに関する国民の理解が進む中で、国民の命や生活などを守るために、科学的なエビデンスに基づく公共政策が求められております。

そこで、QSTでは、社会の要請に応えるための研究開発や、その基盤となる研究者や高度被ばく医療を行う人材の確保・育成を進めることを次期の計画としておりまして、それにより原子力災害にレジリエントな社会作りに貢献できると考えておるところです。

具体的な内容については、下段にあります（１）から（３）のサブテーマを順次御説明させていただきます。

次のページをめくっていただきますと、最初は「（１）放射線影響に係る研究と福島復興支援」です。

全体の方向性としては、放射線被ばくによる国民の健康リスクを低減化するための研究を実施しつつ、研究者人材の育成を行います。また、UNSCEAR（原子放射線の影響に関する国連科学委員会）ですとか、ICRP（国際放射線防護委員会）など国際的組織の活動に協力してまいります。

具体的な計画ですが、大きく分けまして放射線影響に係る研究と福島復興支援となります。

放射線影響研究では、QSTが開発した動物モデルや保有する動物実験データを活用いたしまして、放射線影響の機序解明やリスク評価を行ってまいります。これまでに実験動物で放射線発がんに関連するバイオマーカーが見つかりましたので、それがヒトにも応用可能なのかということヒトのサンプルを用いた研究に展開してまいります。

また、環境研究では、放射性核種の移行研究や計測技術の開発、更には環境影響評価技術を開発してまいります。特に環境影響の評価方法の確立は国際的な課題ともなっておりますので、福島原発（東京電力福島第一原子力発電所）事故に関連して量研（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）が実施した研究を更に発展させまして、環境防護に役立てたいと思っております。

それから、線量評価に関しましては、医療被ばくなどの実態把握に向けてこれまで技術開発してまいりましたが、次期においては、これまでの成果を疫学研究等に活用してまいります。

こうした放射線影響研究は、その成果が国際的専門組織の報告書に反映されて、国際的なコンセンサスとして社会還元することができます。次期におきましては、ICRPの次期主勧告の改訂を一つのターゲットとしてアウトプットを出していきたいと思っております。

それから、福島復興に関しましては、福島に関連機関と連携して支援を継続いたしますし、特に低線量放射線の影響に関する情報発信はQSTのミッションと位置付けております。

次のページですけれども、二つ目「（２）被ばく医療に係る研究」についてです。

方向性としていたしましては、高線量放射線被ばくの治療のための研究開発と研究人材の育

成を行います。また、研究成果は高度被ばく医療支援センターや国際的な機関に発信し、得られたフィードバックを研究に生かすことによって、被ばく医療の現場重視の研究を行っていきます。

具体的な計画ですが、大きく分けて三つございまして、一つ目が被ばく患者の線量評価に係る研究、二つ目が局所放射線障害や内部被ばくの治療に係る研究、そして、三つ目がこれらの成果を社会実装する標準化のための調査でございまして、これらは密接に関係しております。

まず、一つ目の被ばく患者の線量評価研究では、バイオアッセイの高度化、機械学習による染色体異常解析技術の開発、数値ファントムを用いたシミュレーション技術の高度化を行います。

それから、二つ目の治療に係る研究では、患者検体を用いた解析ですとか、安全性を調べるような橋渡しの研究を進めてまいります。特に高線量被ばくにより幹細胞がダメージを受けた患者に、iPS細胞を用いた治療ですとか、量研が強みを持つアクチノイド除去治療の研究を進めてまいります。

それから、三つ目の標準的な被ばく医療診療法、これには線量評価も含んでおるのですが、常に見直す必要があると思っています。例えば、機械学習による染色体異常解析技術が開発された結果、過去の事故のサンプルで、これまで解析できなかったものも解析できるようになっております。こうした研究や調査により得られた最新の知見を取り入れた標準的診断法を策定していきます。

この右図で一例を挙げて御説明いたしますと、2017年、JAEA（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）大洗研究所で発生した内部被ばく事故に対応して様々な課題も抽出されております。国内では初めてキレート剤が適用されたということで、バイオアッセイによる線量評価とキレート剤による治療法の研究というのは、それぞれの課題解決のために進展させておりますので、今後は国際試験なども実施して、現時点でのアクチノイド内部被ばく事故における線量評価のプロトコルを策定するということを計画しております。

次のページをめくっていただきまして、最後に3番目のサブテーマ「(3) 基幹高度被ばく医療支援センター、指定公共機関及び技術支援機関としての原子力災害対策の向上等と人材育成」についてでございます。

QSTは基幹高度被ばく医療支援センター、指定公共機関、そして、技術支援機関としての役割を持っておりますけれども、そのベースとなりますのは、被ばく医療の専門機関としての平時の備えや研究開発、人材育成、そして、緊急時には専門家の派遣と患者の受入れを行うという機能の維持・向上にございます。

まず、基幹高度被ばく医療支援センターとしての役割としましては、原子力災害時の被ばく医療の実効性の向上、具体的には、緊急時において全国の関係機関と速やかかつ適切な協力関係がとれるように、平時から体制整備や情報発信を行います。

また、重篤な傷病者の診療や高度専門的な線量評価といったQSTが行うべき支援体制の

強化を行います。更に、原子力規制委員会が構築している原子力災害医療体制の効果的な運用のために、必要な人材育成や技術開発・技術支援を行います。中でも研修体制に関しては、高度化や情報の一元管理を行います。そして、現時点での最大の問題であります人材の確保と育成についても取り組んでまいります。

まれに起こる事故の経験を継承するということは非常に難しいという特徴がある、この分野におきまして、研究者の流動性の拡大ですとか、少子化、理科離れ、人材確保がますます難しい状況になりますけれども、オールジャパンで必要な人材を自分たちの手で育てるという原子力規制委員会主導のプロジェクトの中で、量研は研究開発への関与をさせていくとか、そういったところの特徴を持って、これを実施してまいります。

次に、サブテーマ3のうち、指定公共機関としての役割と機能に関して、次のページに示しました。

量研では、これまでも指定公共機関として、被ばく医療、放射線防護、線量評価に係る専門家を派遣できる、また、資機材を提供できる体制を維持しております。これを継続するとともに、こうした職員の専門的・技術的水準の向上を図ってまいります。

特にこの分野の世代交代が進んでおりますので、経験の継承に重きを置いていきます。また、こうした24時間365日の緊急時対応を、緊張感を持って継続するために、機構（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）内の体制等の見直しも行います。

スキルアップ、モチベーションの維持、緊張感の継続には演習や訓練が有効な機会となっております。演習や訓練を実施するとともに、国内外の訓練にも参加してスキルアップを行っていきます。それから、IAEA（国際原子力機関）のRANET（緊急時対応援助ネットワーク）の枠組みでの支援を想定した演習などには積極的に参加する予定でございます。

また、技術支援機関として、住民の被ばく線量推定手法ですとか、追加の放射線防護対策に関する科学的根拠を提示するとともに、住民の被ばく線量モニタリングの実施体制等の提案を行います。事故初期の線量把握については、東電（東京電力）福島第一原発事故の経験や知見を参考に、また、今後に向けた提案にはなりますけれども、事故後、中長期の線量把握というところではオンゴーイングのテーマと考えております。

個人線量情報の取扱いなど社会科学的な課題もあると思っておりますが、放射線災害に対するレジリエントな社会の基盤構築のために必要なテーマだと考えておるところでございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。

○山中委員長

説明は以上でしょうか。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

はい。

○山中委員長

それでは、御質問、コメントはございますか。

○田中委員

どうもありがとうございます。

今、先ほど茅野理事も強調されたように、人材の確保と育成が大変重要かと思うのです。この分野で我が国の中心的な機関である量研機構（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）が、本日の説明のように、また、この中長期計画では、6ページから7ページのところにそのようなところをしっかりと書かれているということは理解いたしました。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

○伴委員

我々がQSTにお願いしたい事柄を全て盛り込んでいただいていると思いますので、内容としてはこれでよろしいかと思うのですけれども、非常に細かい表現のところで幾つか確認をさせていただきたいのですが、通しの5ページになりますけれども、これの5ページの「（1）放射線影響に係る研究と福島復興支援」ということで始めている最初のパラグラフの下から3行目のところに「世界保健機構（WHO）等の国際機関等と連携し」と「等」が重なっているのですけれども、要は「これらの国際機関と連携し」ではなくて「国際機関等と連携している」と。この「等」は一体何を含んでいるのかというのがまず1点。

それから、その下に五つほど項目を挙げられていますが、二つ目の項目の中間ぐらいに「多事象への対応」という言葉があるのですが、この「多事象」というのは一体何を意味しているのかということ。

それから、その次の項目の2行目ですけれども「ICRPが進める最新科学や経験を取り入れた放射線防護体系の改訂」とあるのですが、この「改訂」はあくまでドキュメントのリビジョンの意味になると思うのですけれども、これは体系を「カイトイ」するので、むしろ「テイ」の字は「定」なのではないかと思いますが、この3点について確認したいので、お願いします。

○茅野量子科学技術研究開発機構理事

まず「等」についてなのですけれども、国際的機関という書き方をしている中には、ICRPとかICRU（国際放射線単位測定委員会）とか、いわゆる国連機関以外のものも含まれていますので、ここで「等」と書かせていただいております。

○伴委員

ICRP自体がもう例示に入ってしまったので、ここで「等」を重ねるのはちょっと不自然かなと思ったのですが。

○片山長官

長官の片山です。

ICRPは国際機関ではないので、受けようと思うと「等」を入れざるを得ないということだと思いますけれども、逆に例示に入っているので、むしろ「等」を入れないと正確ではないということだと思います。

○伴委員

分かりました。

○茅野量子科学技術研究開発機構理事

それから、2点目の「多事象」なのですけれども、これは放射性物質が環境に出るような事象ということで、例えば、核テロとか、それから、輸送中の事故ですとか、それから、過去にはヨーロッパでも医療用のRIの焼却によって環境中に出たということもあるわけですが、そういうときに、いわゆる原子炉の事故ですと、大体何が出てというのがきちんと分かっているわけですが、この場合ですと、そもそもどういう放射性核種が放出されたのかとか、それから、レンジがこれぐらいでいいのかとか、いろいろ考えるべきことが変わってきますので、そういった事象も含めて、計測技術の開発もきちんとやっていかなくてはいけないのではないかと、そういう趣旨で「多事象」ということを書かせていただいております。

○伴委員

つまり、様々なタイプの事象という、そういう意味であるということですか。

○茅野量子科学技術研究開発機構理事

はい。

それから「カイトイ」の「テイ」はどうなのだろう。

○神田量子科学技術研究開発機構量子生命・医学部門放射線医学研究所副所長

放射線医学研究所の神田と申します。

ICRPの2007年勧告の翻訳版を確認させていただいたのですが、勧告の改訂という以外にも、改訂された防護体系といった文脈でこちらの「訂」が使われておりましたので、中長期計画でもごんべんのついた「訂」とさせていただきます。

以上でございます。

○伴委員

分かりました。ありがとうございました。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

どうぞ。

○杉山委員

通しページ7ページの「b. 放射線災害に対する柔軟で即時対応可能な機構の取組及び社会の基盤構築への貢献」というところで、その中にポツがあって、二つ目の中で「その他災害対応に係る関係機関との」、関係機関といったときに、原子力災害でいったときに原子力事業者自体も含んでいると、私はそう読んだのですけれども、つまり、事業者に対しても放射線防護等に係る指導とか、あるいはそういった働きかけをしていただきたいなという期待があるのですけれども、その辺というのは具体的なお話というのはあるのでしょうか。

○茅野量子科学技術研究開発機構理事

今御指摘いただいた内容については、我々も認識しておりまして、事業者さんともきちんとした意思疎通をとって、お伝えすることはお伝えするという事は視野に入っておりますけれども、今、具体的にどこでどういう形でというところはまだなくて、これから検討を進めていくということでございます。

○杉山委員

是非御検討を進めていただきたいと思います。

○茅野量子科学技術研究開発機構理事

はい。承知しました。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

どうぞ。

○石渡委員

石渡です。

通しのそちら側の量研の資料の15～16ページに放射線影響に関わる研究、それから、被ばく医療に関わる研究ということで概要が説明されているわけですが、日本というのは、よく政府が言うことですが、唯一の核兵器被ばく国であるということで、広島、長崎で被ばくを経験しているわけですね。そのときの放射線影響、それから、被ばく医療のデータというのは当然あると思うのですが、そちらの機構では、こういうデータというのはもちろんきちんと把握していらっしゃると思うのですが、その辺のことで、それがこの資料には全くそれが書かれていないのですよね。この辺についてちょっと御説明をお願いします。

○茅野量子科学技術研究開発機構理事

資料上明記はされておられませんけれども、今お話があったようなデータというのは、それは保存されて、例えば、今やっております高度被ばく医療人材育成、そういったところでいろいろな知識を得てもらうために、そういったデータの活用ということはやっております。

○石渡委員

それは、では、しっかり把握していらっしゃる、それを活用していらっしゃるということだと理解しましたが、そうであれば、やはりきちんとそれも書いていただいた方がいいのではないかと私は考えております。

以上です。

○神田量子科学技術研究開発機構量子生命・医学部門放射線医学研究所副所長

放射線医学研究所の神田と申します。

量研の特徴としては、過去のそういった国内で起こった事象のデータやサンプルを保管しているという点にごさしまして、人材育成におきまして、なかなか患者さんがいない

という領域で現場感を持ってこの分野に取り組んでいただくに当たっては、そうした過去のデータや解析も、し直していただく等で、人材育成にもつなげていきたいと思っております。ですので、この研究で申し上げますと、被ばく医療に係る研究の中で、国内外で過去に発生した放射線被ばく事故や事例についての情報集約と、最新知見に向けた解析を行うというところに過去の事例の活用を考えてございます。

また、先ほど口頭でも茅野理事から説明をさせていただきましたように、染色体異常の解析、AI技術化ということで進んでおりますが、AIによる解析ということになりますと、これまで人の目で見えてカウントしてきたバックグラウンドの数値とは違うAIでの数値が必要になってまいります。そうしたものにも過去の被ばくした事故での患者さんのサンプル等を活用していきたいと思っております。

御説明は以上となります。

○石渡委員

理解しました。やはり明示的に書いていただいた方がよかったかなと思います。

以上です。

○山中委員長

どうぞ。

○伴委員

今の石渡委員の御指摘ですけれども、やはり広島、長崎の原爆被ばく者に関しては、これは放射線影響研究所が実際にデータを全て収集して管理し、解析を行っているわけですけれども、生データそのものではなくて、データテーブルにしたものが公開されていますので、量研でもそういったものを活用されていますよね。例えば、動物実験を通して得られた知見、それと融合するために、何か発がんに関する数理モデルを作って、それを実際に広島、長崎の被ばく者の方々の疫学データに当てはめてみて、解析をするというような試みは行われているはずですので、そういうことをしっかりとやっているということはむしろ主張された方がいいかと思えます。

○神田量子科学技術研究開発機構量子生命・医学部門放射線医学研究所副所長

ありがとうございます。

中長期計画の中には、機構が開発した動物モデルですとか、機構がこれまで長年にわたり蓄積した研究成果等を基礎としてという言葉の中に、そうした意味合いを含めていると考えてございます。

以上でございます。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私、1月に伴委員と一緒に視察を、量研機構の方をさせていただいて、そのときにもお話を聞かせていただいたのですけれども、人材育成プログラムの中に参加している若手の医療者、あるいは研究者の様々な御意見を伺って、非常に量研機構は積極的にそういう国

内のこういう分野の人材育成と、それから、流動性を上げるための取組をこれからも積極的に行っていかれるということが非常によく理解ができましたし、本日、御紹介があった放射線影響に関する研究ですとか、あるいは被ばく医療に関する研究については、中堅の職員から紹介をしていただいて、本日も具体的に事例として挙がっておりました。様々な研究について、今後、積極的に行っていただくということを、中身も含めて紹介いただいて、非常に現場の施設を見させていただいてよく分かったところです。

本日、計画の中で紹介があった三つ目の、いわゆる原子力災害時の対応ということで、当日は被ばく医療の現場の体制は見ることはできたのですが、実際にされている訓練とか、そういうことに関する中身の詳細を伺うことができなかったのも、その辺の訓練とか、あるいは体制整備、この辺りをこれから、きちんと、計画の中に盛り込んでいただいていますけれども、考えていただきたいなということが期待と希望です。

これまでそういう緊急時の対応で若干不備があったようなところも見受けられますので、是非何かあったとき、これはあってはいけないですけれども、万が一原子力災害が起きたときに、きちんと原子力規制委員会、原子力規制庁と連携ができるように、日頃の訓練、あるいは体制整備をしっかりとさせていただきたいなという、3点目の計画については、是非ともよろしくお願ひしたいというところです。

○茅野量子科学技術研究開発機構理事

ありがとうございます。

1月には御視察いただきまして、どうもありがとうございます。今の緊急時対応の件ですけれども、我々としましては、本部と、その下にいろいろな班を置きまして、訓練を日頃からやっているわけですが、特に最近は千葉地区が被災したときに、どうやって、千葉地区が、例えば、地震でやられて、原子力事故も同時に何か起きたような場合に、それでも我々が対応できるようにという訓練ですとか、それから、ブラインドでいつ招集するか分からないような、そういう訓練、そういうこともやりながら強化しておりますので、今、御要望がありました件については、引き続き強化体制を進めてまいります。

○山中委員長

よろしくお願ひいたします。

それでは、別紙のとおり、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の次期中長期計画を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

それでは、別紙について、財務大臣に協議することを決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山中委員長

それでは、そのとおりとさせていただきます。

以上で議題1を終了いたします。

次の議題は「加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMHI原子燃料株式会社への分割の認可」です。

説明は、核燃料施設審査部門の小澤調査官からお願いいたします。

○小澤原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部門安全管理調査官

核燃料施設審査部門の小澤です。資料に基づいて御説明させていただきます。

加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMHI原子燃料株式会社への分割の認可についてでございます。

本日の趣旨でございますけれども、本件、分割認可について、経済産業大臣への意見聴取結果を踏まえ、審査結果を取りまとめ、分割の認可を決定することについて付議するものでございます。

「経緯」でございますが、本件は1月10日に申請を受け、2月3日に同申請の補正が提出され、先月の2月15日に開催されました原子力規制委員会において審査の結果の案を取りまとめ、経済産業大臣の意見を聴くこととしたというところでございます。

「3. 経済産業大臣への意見聴取の結果」でございますけれども、3ページに別紙1としておつけしてございますが、別紙1のとおり「認可することに異存はない」という回答でございました。

これを受けまして、1ページに戻っていただきまして「4. 審査の結果」についてでございますが、先月の2月15日に原子力規制委員会において取りまとめました審査の結果の案につきまして、本日付で、別紙2として4ページにつけてございますが、別紙2のとおり、審査の結果として取りまとめることを決定いただきたいというものでございます。

最後に「分割の認可処分」についてでございますが、以上を踏まえまして、本申請が原子炉等規制法第18条第2項において準用する認可の基準でございますが、同法14条第1号、2号、4号並びに第15条の基準にいずれも適合していると認められるということで、同法18条第1項の規定に基づいて、最後、6ページにつけてございますが、別紙3のとおり認可することを決定いただきたいというものでございます。

2ページのなお書きでございますが、本分割認可におきまして、関係法令等を遵守するための体制等に変更がないということを確認していることから、保安規定の変更認可申請などにつきましては、不要であるということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○山中委員長

御質問、コメントはございますでしょうか。既に2月に詳細の説明を受けたところですが、よろしいでしょうか。

それでは、経済産業大臣は異存がないということですので、三菱原子燃料株式会社のMHI原子燃料株式会社への分割の認可について、別紙2のとおり審査結果を決定し、別紙3のとおり分割の認可を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山中委員長

ありがとうございます。

それでは、そのとおり決定いたします。

以上で議題2を終了いたします。

次の議題は「高度被ばく医療支援センターの新規指定」です。

説明は、放射線防護企画課の新田課長からお願いいたします。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。資料3に基づいて御説明させていただきます。

「2. 経緯」にございますとおり、今年2月1日の原子力規制委員会におきまして、福井大学が高度被ばく医療支援センターに係る要件に適合しているかどうか、確認を行うことについて御了承いただきました。その後、原子力規制庁事務方の方で福井大学が提出された書類の確認と現地調査を行いました。

3. にございましたとおり、それらの調査結果を踏まえて、福井大学が高度被ばく医療支援センターの指定要件を満たすことを確認した結果を別紙1のとおりまとめております。

通しページの3ページ以降の別紙1を御覧いただけますでしょうか。

最初の「(1) 確認の結果」にございますとおり、まず、こちらは福井大学が指定要件を満たしていると考えられるとまとめております。

「(2) 確認の内容」です。

「1) 医療体制等」の診療機能等、医師、看護師、その他専門的スタッフ、あるいは病院内の協力などなどの状況を確認いたしております。また、原子力(災害)拠点病院等に対する専門的な助言の体制ですとか、線量評価の体制などについても確認しておるところでございます。

「イ. 施設、設備等」にございますとおり、被ばく傷病者受入れのための施設、そして、線量評価のための機材等について確認しております。内部被ばく線量評価につきましては、通しページの5ページのポツにありますように、福井大学が現時点で所有していないホールボディカウンタと甲状腺モニタにつきましては、福井県と連携協定を締結いたしまして、同県が所管しております福井県立病院が保有しているこれらの機器を使用して、線量評価を行う体制が整備されていることを確認しております。また、福井県立病院との距離も車で15分程度でございまして、災害時には専門家を短時間で派遣できることを確認しております。

また、通しの4ページの下の方の医薬品ですとか、災害拠点病院としての災害対応などについても確認しております。

通しページ5ページの下の方「2) 研修、訓練」です。研修、訓練を行う体制についても確認しております。また、スタッフが訓練に参加していることとか、そういった部分のサポートを行うことができるといったことも確認しております。

通しページ6ページの「3) その他」にございますとおり、業務継続計画等を整備して

いることを確認しております。

そこの一番下にありますとおり、これらの項目を踏まえまして、指定要件に定める項目を満たしていることを確認しております。

また、ホールボディカウンタと甲状腺モニタは現時点で所有しておりませんが、今後整備する意向を有しておりますし、また、整備がなされる間、福井県との連携協定によりまして対応できることと判断して、この項目についても満たしていると判断しております。

通しページ7ページの別紙2でございますけれども、こちらの方で確認いたしました結果を踏まえまして、福井大学を高度被ばく医療支援センターに指定することについて御決定いただけましたら、別紙2のとおり、福井大学に対して令和5年4月1日付で指定するという文書を通知するといったことについても御決定いただきたいと考えているところでございます。

説明は以上になります。

○山中委員長

御質問、コメントはございますか。

○伴委員

先日の原子力規制委員会でも申し上げましたけれども、福井地区はたくさんのプラントがあるにもかかわらずセンターがなかったということで、今回、福井大学が手を挙げてくださったことは本当にありがたい。いわば空白地帯が解消されることになりますので、大変ありがたいことだと思っています。

ホールボディカウンタを現在保有していないということですが、これについては、前回、大きな問題にはならないという判断をしましたので、今回、一通り調べた結果、要件を満たしているということですので、私は福井大学を高度被ばく医療支援センターに指定することに問題はないと思っております。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

どうぞ。

○石渡委員

今のホールボディカウンタの件ですけれども、通しの6ページの一番最後のところに「今後整備する意向を有している」という表現があるのですけれども、これは、例えば、予算措置をもう既にしているのか、していないのか。どの程度の期間の中でそれを整備するつもりなのか。何かそういうことはお聞きになっているのですか。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

現時点では、ここにありますように、整備する意向を有しているということでございますので、その具体的な整備の仕方などについては、今後、よく相談していきたいと思いま

すし、こちらとしても、できることがあればサポートしていきたいと考えております。

○石渡委員

やはり先ほどの6ページに書いてあることだと、どうも福井大学と、それから、ホールボディカウンタを有する病院との間ではやはり車で15分掛かる。かなりやはり遠いですよね。やはりこういうものはあるにこしたことはないので、しっかり、なるべく早く整備をするように、原子力規制庁の方から時宜を捉えて言っていただきたいと思います。

以上です。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

福井大学でもこのままでもよいという状況ではないという認識でおるということでございますので、よく相談していきたくて思っております。よろしく申し上げます。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

どうぞ。

○田中委員

今のホールボディカウンタの件で、これを見ると、車で15分ぐらいの距離で、同病院に福井大学の線量評価に係る専門家を短時間で派遣できるということが書いてあるのですが、測定される人はどちらにおるのですか。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

測定される方は福井県立病院にある施設の方で測定されますので、そちらの方にいらっしゃいますので、測定に関わる方が福井大学の方からそちらの方に出向くという形になるかと思えます。

○田中委員

測定はそうだと思うのだけれども、福井大学の方でいろいろな対応とか、治療とかなんとかというものの関係はどのようなのですかねと思ったのですが。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

測定は福井県立病院で行うと。また、傷病者の受入れ等は、福井大学の方に体制はできていることは確認しておりますので、実際にどうなるかというのは、傷病者の方の状況等を見ながらの対応ということかと思えますけれども、測定の設備が使えるということと、受入れの体制ができていたというのが確認できておりますので、そこについては要件を満たしていると考えております。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

伴委員からもコメントがございましたけれども、新型コロナウイルス感染症が流行する

前に体制整備を日本全体で考えたときに、やはり福井地区にこういう支援センターがないということは、非常に危惧するところであるという意見を私も述べさせていただいて、今般、条件を満たさない部分も若干ございますけれども、それは今後整備をしていただくということで、福井大学に手を挙げていただいたということは非常に喜ばしいことだと思っておりますし、早急にそういう設備については、整備をする方向で原子力規制庁も支援していただければと思いますし、私も了承する方向でよろしいのではないかなと思います。

その上で、別紙のとおり指定要件確認結果を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

ありがとうございます。

その上で、福井大学の高度被ばく医療支援センターへの新規指定、並びにその旨、別紙2のとおり通知を行うことを決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山中委員長

それでは、そのとおり決定したいと思います。事務処理の方をよろしくお願いいたします。

議題3はこれで終了いたします。

次の議題は「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の状況」です。

説明は、東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム、門野副チーム長からお願いいたします。

○門野長官官房東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム副チーム長

それでは、検査チームの門野でございます。

本日は、東京電力ホールディングスに対する柏崎刈羽発電所に対する追加検査で、昨年9月に了承いただきました今後の追加検査における確認方針に基づいて検査を行ってまいりましたので、その内容を別紙1にまとめました。別紙1に記載しましたけれども、本日の説明は、基本的に課題となるようなところを中心に御説明させていただきたいと思っております。

そして、今回は組織文化等の確認をするために、東京電力職員等に対する行動観察というものをやってまいりましたので、その内容につきましては、別紙2にまとめておりますので、それも併せて御報告をしたいと思います。

それでは、報告は、順次、担当者から説明させていただきます。

○熊谷長官官房東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム員

別紙1について御報告いたします。追加検査チームの熊谷と申します。

2ページ目をお開きください。

「確認方針に基づく追加検査の状況」というところで、我々、確認方針、これは昨年9

月に1、2、3と三つ定めていただいたので、この内容を確認してまいりました。小項目としましては①から⑳までございまして、順次、結果を御報告いたします。

①でございます。こちらはハード対策、いわゆる入退域管理設備、こちらについて、耐用年数を超えた設備が多くございましたので、これらの取替え等が行われているかというところに着目した内容でございます。

まず、こちらにつきましては、元々なかった保全計画が策定されまして、この保全計画に基づいた維持管理、また、状態監視等が行われております。

我々、幾つか抜取り検査という形で実際の設備を抜き取りまして、適切に取替え周期等が行われて、維持管理がされているという状況を確認しました。ということもありまして、こちらの確認につきましては、特に問題ないということで、適切に維持管理されていることを確認したという確認結果でございます。

3ページ目をお開きください。こちらは多様な検知方式が導入されているか。また、下の方でございますけれども、人定確認を補助する設備が導入されているかというところで、こちらの二つにつきましては、計画の前倒しや運用上の問題、こちらの方も特にございませんので、特に問題なかったという結論になってございます。

4ページをお開きください。こちらは侵入検知器に関する確認でございます。こちらにつきましては、こちらでも耐用年数を超えた侵入検知器が現場に多くございましたので、こちらの取替え状況、また、社員や保守管理会社の増員の状況を確認してまいりました。また、試験に我々が実際に立ち会って確認したところ、検知器が現場では反応しているのですけれども、防護本部への信号が届いていないという状況が幾つか確認されております。

また、一部の工事につきまして、我々に核物質防護規定の申請のときに使った説明内容と現場の施工状況に相違があつて、想定どおりに働いていないという状況も確認されております。こういう点につきましては、引き続き検査で確認していく予定でございます。

4ページの一番下は新しい立入制限区域の計画、こちらは特に問題はございませんでした。

5ページ、⑥でございますけれども、立地地域の自然環境に適合した設備が設置されているかというところでございます。こちらにつきましても、我々、抜取り検査で実際に実証試験の現場も確認いたしまして、特に問題はございませんでした。

5ページ目の下、⑦でございます。こちらは風雪・堆砂・塩害対策、こちらにつきましても特に問題はございませんでしたが、6ページの「以上」のところでございますけれども、こちらの下から2行目でございます。現地調査を行った際に、侵入検知器は取り替えられているものの、その取付器具に腐食、また、さびが確認されていまして、それがそのままの状態だったということもありましたので、こちらについては、引き続き検査で彼らの取替えやこれからの維持管理計画等を確認していく予定でございます。

6ページ目の⑧、不要警報が減少しているかという点でございます。こちらにつきましては、中ほど、2022年度末に2018年度比10分の1を目指すという目標がございます。まず、

現在、晴れた日におきまして一部到達していない状況が確認されております。我々、抜き取り検査で防護本部に立ち会いまして実施状況を確認したところ、大雪等の気象警報の時には大きな負担がかかっていたものの、増員、又は監視方法の工夫によって、警報の対応がおおむね可能となっているところを確認しております。こちらにつきましては、先ほど申しましたとおり、低減目標に到達していないということがございますので、引き続き検査で確認していく予定でございます。

7 ページ目を御覧いただければと思います。

⑨でございます。適切な保全方式を定めた保全計画、こちらにつきましては、特に問題ないという確認を得ております。

⑩の保守・修理員の常駐、予備品の確保、こちらにつきましても、抜き取り検査で実際に予備品の保管庫、又は実際の支援体制につきまして確認しましたところ、特にこちらも問題がないという確認結果となっております。

8 ページ目をお開きください。

こちらは⑪で迅速な復旧ができていくかという観点でございます。これまでは長期間、復旧がなされずに放置されていたということがございましたので、この点に着目して確認しましたところ、復旧目標日数というのが定められていまして、ほとんどのものが目標以内に復旧されておりました。また、不具合時には電子ホワイトボード等を用いた工夫をしながら復旧対策が行われているという姿も確認しており、こちらにつきましても特に問題ないという結果になってございます。

⑫でございます。防護組織の拡充に応じた防護本部、これは約2年後の2025年に新たな防護本部を設置することを計画されていまして、現地調査におきましては、この設置場所や敷地の面積等を確認しまして、こちらも特に問題ないという結果を得ております。

9 ページをお開きください。

⑬でございます。執務環境の改善、監視画面の大型化というところで、こちらも現場を確認いたしまして、特に問題ございません。特に監視員の方々の使い勝手につきましては、インタビュー、アンケートで引き続き実態、使い勝手がどうかというところを確認していく予定でございます。

9 ページの中ほどから確認方針2、今度はソフト面の内容でございます。組織、行動、仕組みであったり、そういう関係でございます。

まず初めの「マネジメントレビューの改善」、これは今までマネジメントレビューは、PP（核物質防護）業務は対象外だったということもありますので、今回、それが対象に含まれたということを確認しました。また、会議体、セキュリティ運営委員会等の設置も行われまして、これで運用状況を監視する体制が整ってございます。

なお書きのところでございます。我々は追加検査の一環でアンケート調査を複数回実施しております。社員、協力会社の方々もこういう活動がなされているところを確認できております。

マネジメントレビューにつきましては、今後実施されるということもありますので、引き続き適切な議論がされているのかというのは検査で確認していこうと考えております。

続きまして、10ページをお開きください。

⑮でございます。PP管理者の主体的な指揮管理の下、業務が実施されているかという点でございます。こちらにつきましては、PP管理者が率先して会議に参加したり、正門での挨拶運動等が実施されて、現場を引っ張っている姿が確認できております。こちらにつきましても、社員の方々の受け止めにつきまして、インタビュー、アンケートで確認していく予定でございます。

10ページ目の⑯でございます。経営資源の配分、経営計画の話でございます。こちらにつきましては、特別事業計画というものを確認しに行きまして、その中に核物質防護の原因究明等の明記がされているということを確認しました。また、予算戦略会議というのが東京電力の中で行われまして、核物質防護業務として580億円の予算規模が計上されているということも確認しております。こちらにつきましては、人的・組織的側面が着実に実行されているということが確認できております。

11ページ目でございます。

⑰でございます。PP管理者が主導し、発電所間での情報共有が行われているかというところで、福島第一、第二、柏崎、本社という4地点を結んで、PPグループピア会議というもので、こちらはしっかり情報交換されているということが確認できております。

⑱は常日頃の社員の気付きが自由に取上げられているかというところで、こちらはPPCAP（核物質防護に係る是正処置プログラム）というのが新たに運用されておりまして、保安と同じようなコンディションレポートを登録して、会議体で議論するという仕組みは整えられているものの、12ページをお開きください。実際にこの活動内容を確認しましたところ、我々の検査官が伝えた気付き等がCR（コンディションレポート）として発行されていないとか、会議の出席者に代理出席の方が多い場合は、議論が不活性だというところが確認されております。こちらにつきましては、そういうところの改善を求めておりまして、引き続き検査で確認していくという状況にしております。

12ページ、⑲でございます。不適合管理システムの話でございます。こちらは先ほどと重複しますが、処理期限をしっかりと設定して運用が行われておりましたというところで、特にこちらはおおむね実施できているということが確認できております。

13ページ目、⑳でございます。事務処理がシステム化されているかという点でございます。こちらでも保安業務で運用されているシステムがPP業務にも適用されておりまして、実際、運用されているものの、これは協力会社が登録するにはちょっと難しいシステムとなっていますので、まだ協力会社からの気付きや情報が登録されにくいという状況がございます。ということもありまして、この辺、東京電力は改善しているところなわけですけれども、我々としても協力会社側の受け止めをインタビュー、アンケートで確認していく予定にしております。

⑳は業務影響評価の実施というところで、審査、検証、妥当性、また、㉑のホールドポイントを置いた仕組みとなっているかというところがございますが、こちらを確認した中で、14ページ目になりますけれども、例えば、本社におけるある業務のマニュアルの制定プロセスを確認したところ、ホールドポイントというのをマニュアルで置いているものの、その評価をしっかりと承認することがないまま、新規制定するマニュアルが作成されていたというところで、ルールどおりの運用がされていないというところが幾つか確認されております。そういうこともありまして、こちらも引き続き改善状況、正しい処理の状況を確認していく予定でございます。

㉒でございます。活発な議論が行われているかというところで、こちらは協力会社、他電力、職場内、また、協力会社はカウンターパート活動という形でいろいろ実施されているという状況が確認されております。下の「また」のところでございますけれども、一部の協力会社からまだコミュニケーションは改善途上という意見が上がっておりますので、現行の状況について、こちらインタビュー、アンケートを用いて確認していく予定でございます。

㉓が協力会社からの意見を受け入れた対応がなされているかというところがございます。こちら引き続き、意見交換は行われているものの、インタビュー、アンケートで確認していこうと考えております。

15ページ目の㉔でございます。発電所全体で取り組む姿勢が醸成されて、行動に反映されているかという点でございます。こちらにつきましては、各経営層、また、発電所の管理者がそれぞれメッセージを発信して、醸成活動を行っているところがございます。こちらがしっかり現場の方々に届いているかというところにつきましては、16ページ目の上の方でございますけれども、インタビュー、アンケートで確認していく予定でございます。

㉕が「運転員ファースト」という遠慮の構図等が変化しているかという点でございます。こちらにつきましては、我々の行動観察を通じて雰囲気等を確認していきまして、現行では遠慮することなく接している様子、また、声かけをしながら警備業務を行っている様子を確認しております。こちらにつきましても、引き続きインタビュー、アンケートで現場の実態を確認していく予定でございます。

16ページ目の真ん中以降が確認方針3でございます。一過性のものとししない仕組みの構築という観点での確認でございます。

㉖は意識や行動が保持されている仕組みが構築されているかという点でございます。こちらにつきましては、今、核物質防護規定の変更認可申請を受けていきまして、その中ではモニタリング担当部署を新たに設置すること、また、外部からの評価を受ける仕組みを明記することという中身が記載されております。

こちらの活動状況につきまして、我々、行動観察という形で確認しましたところ、17ページ目の一番上でございますけれども、行動観察をしている対象者に核物質防護に精通する人が観察者にいないということ、また、その状況が上層部に共有されていないというと

ころで、担当者止まりとなっている状況等も確認されていますので、その改善を確認していく予定でございます。

参考の1から5番目は、今、核物質防護規定の変更申請に書かれている内容でございます。

17ページ目の下でございます。「Ⅱ. 引き続き確認する事項」でございます。

(1)としては、今後予定している事項等ということで、マネジメントレビューが今後実施されます。これを確認します。また、18ページ目の上です。アンケート調査、インタビュー、これは幾つかまだ実施する予定でございます。

(2)が、今、我々が課題とと思っている事項です。6件ございます。

まず、1番目は、検知信号が防護本部に届いていない。また、現場の状況と審査での説明が違う。これが一つ目でございます。

また、二つ目が、取付器具の腐食の話でございます。これもしっかり、我々が指摘したところのみならず、水平展開されてしっかり改善がなされているかというところを確認してまいります。

3番目が不要警報でございます。これは今、目標値に達していないということで、引き続き確認していく予定でございます。

4番目が常日頃の気づき事項、こちらのCRの起票が不十分、また、代理出席のときの議論が低調ということ。

5番目に変更管理のホールドポイント、また、承認体制、これが仕組みどおりに運用されていない事実が確認されております。

最後の6番目が一過性にしない取組というところの行動観察のやり方、これも劣化兆候を的確に把握するような仕組みになっていないということで、引き続き確認していく予定でございます。

別紙1の報告は以上になります。

○村尾長官官房東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム員

引き続き別紙2で、東京電力の社員の行動観察の状況について報告させていただきます。追加検査チームの村尾から報告させていただきます。

別紙2の、まず1番のところですがけれども「行動観察の目的」のところから御説明させていただきます。

観察方針2の組織文化等の評価については、通常これまでやっていた検査の手法では確認することが難しいものでございます。また、定量的な評価を行うことも困難なものでございます。

一方で、改善措置の効果については、関係者の行動に表れるものですから、その行動を定期的に観察して行動の変化を捉えることで、意識の変化というものを評価していくことが適当であると考えております。

よって、行動観察については、別途行うインタビュー、それから、アンケート調査の結

果を補完するとともに、行動変化の傾向を把握することを目的として実施いたしました。

2. として、行動観察の対象と手法について御説明いたします。

まず、行動観察の対象については、先ほど御説明させていただきました確認方針2のうち、関係者の具体的な行動や振る舞いに関する確認の視点が八つございます。これについて対象として行っております。

行動観察を実施するに当たっては、海外の規制機関の観察の手法の調査、それから、学識経験者の助言等を踏まえて、下の(1)～(6)の方法で実施しております。特に(6)の評価の方法については、観察の内容を組織文化の特性ごとに整理した上で、定期的に四つの区分で分類し、変化の傾向を評価しております。

次のページ、21ページ目を御覧ください。

3. (1)に組織文化を評価した一覧表が記載しております。確認の視点ごとに、6月から2月まで、それぞれ1か月ごとに評価をしているものでございます。

〈確認の視点〉の上から三つ目のところですが、6月から9月までは評価の区分がⅢと評価しております。こちらについては、具体的には21ページ目の一番下のポツでございますけれども、周辺防護区域及び防護区域の出入口での一部の手荷物検査や金属探知機が手順書どおりに行われていなかったというものでございます。こちらについては、10月からはこの項目は改善されておりますので、ⅢからⅡと変化しております。

ただ、Ⅱとなっておりますのは、22ページ目の一番上の一つ目のポツを見ていただきますと、10月に大型車両の荷物検査において、高所における安全管理が徹底されていないような事象が発見されておりますので、10月以降も個別の観察事項がそれぞれ発見されておりますので、こちらはⅡと評価をいたしております。

それ以外の〈確認の視点〉については、一部に個別の観察事項がございましたけれども、ⅠとⅡと評価をいたしております。

続きまして、23ページ目ですが、(2)を見ていただきますと、(2)のところの表については、組織と行動の視点で特定の個人と会議体の観察事項を整理したものでございます。

こちらにも〈確認の視点〉の3番目と4番目にそれぞれ1件とか2件という件数が記載されておりますけれども、こちらはそれぞれの組織、行動で脆弱性を示すような観察事項の件数でございます。

具体的には23ページ目の真ん中、〈確認の視点〉の⑰のところに記載しておりますとおり、PPCAPで不慣れな出席者によって、再発防止対策の有効性の審議が行われていないのが6月にございました。

同じく12月については、その下ですが、〈確認の視点〉の⑱で、PPCAPにおいて出席者に代理者が多い場合に、設備の保守管理の有効性などの技術的な議論が行われていないと。このような観察事項がございましたので、脆弱性を示す件数を示しております。

なお、こちらについては、組織文化という評価ではございませんので、あくまでも脆弱

性を示す件数だけで報告をいたしております。

続きまして、24ページ目ですけれども、(3)については、先ほどは組織と行動のところの脆弱性を示す観察事項を報告いたしましたけれども、健全性を示すものも観察できておりますので、主なものを(3)に示しております。

行動観察については、以上でございます。

○門野長官官房東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム副チーム長

それでは、表紙の1ページ目に戻っていただきまして「今後の進め方」でございますけれども、今御報告したとおり、別紙1の18ページにもありますとおり、課題がまず6件あることと、あと、東京電力が今後予定しているものを引き続き検査で確認していきたいと思っております。

それから、確認方針3につきましては、核物質防護規定の変更申請の審査を行った上で、これに基づく取組の状況、これも引き続き検査によって確認していきたいと思っておりますし、今後も随時、検査状況を原子力規制委員会に報告しながら、追加検査を進めさせていただきたいと思っております。

事務局からの説明は以上です。

○山中委員長

私も1月末に柏崎刈羽原子力発電所を現地調査させていただきました。委員全員、2月末までに現地を見ていただいたかと思っておりますけれども、その印象も含めて、今回の結果について御意見、コメントがございましたら、頂きたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○田中委員

私も1月に発電所を見させていただきました。いろいろなところを見させていただいて、いろいろな立入制限区域のあれとかを見せていただいたのですけれども、一つ、視察のときにやはり問題となって、ちょっと気になっていることが、今回、このように示されて、引き続き確認する項目の中にも入っていることを確認いたしました。例えば、設置している器具がさびている問題とか、それから、会社の中での横のいろいろなコミュニケーションが少ないのではないかと等々、そのときに感じたような問題もこれから見ていく中に入っているということを理解しました。

以上です。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょうか。

○石渡委員

私も田中委員と一緒に2月に行ったわけですが、そのときにも感じたことですが、やはり柏崎刈羽発電所というのは、特に冬期、冬の時期に自然環境が非常に厳しいということで、やはりそういう先ほど田中委員がおっしゃった腐食とか、そういうことが進みやすい環境にあるということは確認ができました。

ちょっと伺いたいのは、6ページの⑧で「自然環境に適合した設備が設置され不要警報が減少しているか」というのがあります。ここの2段落目に、今ちょうど年度末ですけれども、2018年度比で10分の1を目指すと。10分の1になるように不要警報を減らすということなのですが、「到達していない状況にある」と書いてあるのですが、これはどの程度到達していないのですか。10分の1に近づいているのか、半分ぐらい減ったのか、ほとんど減っていないのか、あるいは逆に増えてしまったのか、その辺はここで言うことはできないですか。もし可能だったら、その辺の感じをちょっとお伝え願えればと思うのですが。

○門野長官官房東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム副チーム長

追加検査チームの門野でございます。

ちょっと件数は申し上げられないのですが、東京電力が報告書で書いてきた10分の1を目指すということについて、昨年末までにいろいろな設備の取替え等々を行いまして、今年の冬を迎えたわけですけれども、冬の状態等を見てみても、別に大きくということではないと思いますけれども、10分の1という数値と比べてみると、やはり超えているということで、その超えている割合というのなかなか示しづらいのですが、超えているという状況でございました。

○石渡委員

やはり不要警報が多いと、どうしてもその確認にもものすごく手間を取られて、実際上の核防護の見張りといいますか、そういうことがどうしてもおろそかになってしまうということがございますので、これはやはり是非努力して、数値目標を事業者自らが定めてやっているわけですから、そのところは原子力規制庁の方としても厳しく見ていただきたいと思います。

以上です。

○山中委員長

そのほかの委員、いかがですか。

伴委員。

○伴委員

今の点ですけれども、東京電力自身が2018年度比で10分の1を目指すという目標を掲げてきましたけれども、我々としてはそれを十分条件と捉えたことは一度もないですね。ですから、そこをクリアすればそれでオーケーだという話ではなくて、東京電力自身が暫定的な目標としてこういうものを立てたので、では、それに向かって頑張ってくださいということを了解したと私は受け止めています。

ところが、その暫定目標すらも達成できていないというのが現状であって、一通りこれまで問題とされてきた検知器を交換して、なおこの状態で、今、そのチューンアップ、微調整はしているのでしょうけれども、今後、劇的な減少は多分見込まれないであろうと。だから、それは、つまり、ハードウェア対策だけでこの問題をクリアするのは難しい状況

になっていると、そのように私は解釈しています。

それから、別紙2の行動観察ですけれども、これが追加検査チームにとって非常に大きな、負担という言い方はよくないですけれども、多大なリソースを必要としたわけですが、ただ、一方で、それだけリソースを投じて、これで全て何か東京電力の組織文化の状態が分かるわけではない。あくまで一つの情報として収集したわけですが、それで、通しの21ページの表がありますけれども、この見方ですけれども、全てがIにならなければいけないということではないと思っています。実際、単発的な問題というのは生じ得ますから、IとIIが混在するような状況が、恐らく健全な組織であっても、そういうことになると思うのです。

そういう観点から見たときに、IIIが並んでいるところがある。IIIがIIになったのは、こちらが気付いた事項を東京電力に対して伝えたからであると。つまり、自ら問題を発見して是正するには、残念ながら、至らなかったということですね。そここのところがやはり今なお改善を要すべき項目として反映されているのではないかと思います。18ページに今なお残っている課題というのを六つ挙げてくれていますが、やはりそういったことがここに反映されていると思います。ですから、私はこの18ページから19ページの6件、ここに注目しながら、今後、引き続き見ていくというこのまとめ方でよいと思います。

○杉山委員

私は12月に伴委員と一緒に実際に現地調査に行かせていただきまして、そのときは不要警報に関する検知器の交換等を進め始めたところで、そのときは改善の兆しがあったのかなと思ったのですが、その後、意外と効果が十分ではなかったというか、何となくそれぞれの項目を見ると、効果がもう飽和しているというか、それ以上の劇的な改善が何となく見込めそうもないような、今回の報告を見てそんな印象を持ちました。

その状態で引き続き検査を続けていくという項目が非常に多いわけで、特に重要な点は最後の方で6項目示していただいて、それ以外は改善が現状でされたと受け取っているのですが、ですから、今の状態をいつまで続けるのかということに対して、やはり何となく今年度の終わりに何か節目を迎えるみたいな感じで私もいたのですが、そのときに、項目を絞って、続けるものと、あとは、通常の検査に戻すものと分けるとか、そういったところを、これはチームに聞くというよりは原子力規制委員会で決める話だと思うのですが、今回の報告は、これだけまだまだ引き続き検査しなければいけない項目があるのだなということでした。これを踏まえて、どうやってこの状態、次のステップに行くのだというのを議論する必要があると思います。

以上です。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

私が1月に行ったときに、大きく三つ課題として所長にお話をさせていただきました。本日は六つ挙げていただきましたけれども、それを集約して三つという形でお伝えいたし

ました。

その状態からどの程度改善するのかなと思っていたのですけれども、本日報告を受けた限りにおいては、この1か月少々余りではほとんど改善が見られていないという。検知器の問題と、もうほとんど検知器の問題ですね、ハードについては。不要警報も検知器の問題だろうと思いますし、その取付けの状況ですとか、あるいはその取扱いというのももう検知器の問題、ハードの問題。

一方、ソフトはどうかというと、ソフト上の様々な問題もあると。PPに関係する職員の数というのは、具体的にお話をさせていただくことは無理だと思うのですけれども、安全に比べてうんと少ない。

ただ、以前よりも相当人数を増やして、それなりに対応できる数の職員を投入はしているのでしょうかけれども、今回の報告を受ける限り、あるいは1月末で私が課題として聞いていた内容を見る限り、やはり人数を増やただけでは決して駄目で、核物質防護に対する能力の向上をきちんとしていただければ、様々な対応、ソフト面での課題を克服するというのもなかなか難しそうだなという印象は受けました。

もちろん、現場に行ったときに様々な対応でよくなっている部分もあったように見受けられますけれども、やはり物足りないところ、具体的には言えませんけれども、物足りないところもありました。やはりそれは核物質防護に対する東京電力の職員の能力の底上げを全体でしていただかないといけないところかなと思いますし、本日の課題、PPCAP等の問題もそうですし、CRの問題もそうですし、あるいは協力企業との関係についても、恐らく同じような問題なのだろうなど、意識の問題、ソフトの問題なのだろうなどと思いました。

したがって、六つを集約すると三つぐらいの課題に集約できるかなと思うのですが、私自身の印象、現地も見て、それからの課題もお伝えして1か月たった様子を見ると、かなり厳しい状況だなと思いますし、これから検査を続けていただくと。委員も、かなり状況としては、皆さん、厳しい状況だなとは感じられているところだとは思うのですけれども、今後も検査を続けていただくという、その方針については了承いただいたところですが、状況としては、それぞれの委員、あるいは私もかなり厳しい状況にあるなというのは認識として持ちました。

そのほか、委員の方から、これはもう言っておきたいなということがございましたら是非頂きたいですけれども、よろしいですか。取りあえず今回は報告を受けたということで、昨年9月に決定した確認方針に基づいて今回は報告いただきました。

本日報告がありました課題、これを継続してこれから検査の中で依然として確認していただく。新たに課題も出てきましたので、少し期間が延びるかもしれませんが、できれば、この検査結果を取りまとめていただかないといけない最終時期というのが来るかと思いますが、実際、これはいつ頃にまとめていただければいいですか。

○門野長官官房東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム副チーム長
追加検査チームの門野です。

まず、まだ一つだけ残っている社長のマネジメントレビュー、これがまだ実確認できておりませんで、これは通常マネジメントレビューというのは1年間の総決算ですので、3月末なのか、いわゆる年度末なのか、年度明けに東京電力が予定していると思いますので、それは確認したいと思います。

それが終われば基本的に全部確認が終わりますものですから、その結果をできれば一月程度はまとめる時間を頂いて、その後、報告書という形でまた御報告できるかなと思っております。

○山中委員長

5月初め、半ばには確実に。

○門野長官官房東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム副チーム長

そうですね。5月中を目途に頑張りたいと思います。

○山中委員長

新しい項目等も増えておりますし、社長のマネジメントレビューも見ていただいた上でということですので、3月末から1か月少々というところですかね。

委員の方、それぐらいの時期に取りまとめていただいて、それをまた改めて、PPの問題、詳細については臨時会で議論していただいた上で、項目については、本日程度の内容は皆さんに見ていただいていいということですかね。

○門野長官官房東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム副チーム長

はい。そのとおりです。

○山中委員長

公開の場で最終的に議論をするという、結論を出すということで、この検査の結果、どう取りまとめていくのか。続くのか、続かないのか。その辺りについては、公開の場で最終結論を、5月初めないしは半ばまでに議論いただけるということによろしいですか。

○門野長官官房東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム副チーム長

承知いたしました。

○山中委員長

長官、よろしいですか。

○片山長官

長官の片山でございます。

御指示は承知いたしました。そもそも追加検査を始めるときに、フェーズ1、フェーズ2、フェーズ2で指摘事項が残れば、フェーズ3ということで原子力規制委員会で御説明して、御了承いただいておりますので、いずれにしても今はフェーズ2の段階ですので、これまでのフェーズ1、フェーズ2をまとめた報告書を原子力規制委員会にお諮りした上で、ジャッジいただければと思っております。

それから、あと1点、申し訳ございません。17ページに、今、核物質防護規定の変更認可申請が出てきていて、今、我々で審査中の一過性のものとししない取組の部分で、東京電

力から基本姿勢というものが出てきておりまして、ここは公開しても大丈夫だろうということで、今、資料に入れさせていただいておりますけれども、基本姿勢そのものについては、こういう内容が盛り込まれていれば、概ねいいのではないかと。

特にトップとしての責任の中に、まさしく一過性のものとしなない取組というのを、社長の下に意識や行動についてモニタリングを実施するというような体制が作られるということになっておりますので、こういった体制でやっていってもらえればいいのかと事務方としては思っておりますが、委員の皆様方から、更に何か付け加えるべき点とか御指摘があれば、頂ければと思っております。

○山中委員長

今ですか。本日中に出さないといけないですか。

○片山長官

いや、元々一度臨時会で御議論いただいておりますので、それで、定例会の場でも議論できる場所は資料に入れ込むようにというのがそのときの御指示だったのでないかと思っております。

○山中委員長

分かりました。

それでは、一過性にしない取組として本日提示していただいているものに何かを加える必要があるかどうか、あえて加える必要がある点があれば、ここで御意見を頂ければと思っておりますけれども、いかがでしょう。

○伴委員

私は、これはかつて保安規定に七つの約束を書き込ませた、その核物質防護版だと理解しておりますけれども、だから、核物質防護規定にこういったことをしっかり書き込んでもらうということで、現時点ではこれでよいのではないかと考えていますが、今後の展開次第で、場合によっては、こういうことも必要になるということが別途出てくるかもしれないので、あくまで現時点でこれです承としたいと私は思います。

○山中委員長

そのほかの委員、あえて追加するような項目等がございましたら、御意見はよろしいですか。

○田中委員

今の伴委員の考えに近いのですが、基本姿勢としてはこれで現時点ではいいのかと思うのですが、これを具体的にいろいろなところで書き込んでいくときに、そこが本当にうまく反映されているのかどうかということのをこれからしっかりと見ていかないといけないなと思っております。

○山中委員長

よろしいですか。

どうぞ。

○石渡委員

私の立場から言えば、リスクの低減という3番目に一番関心があるわけですが、こここのところで「国内外から学び」と書いてありますけれども、それだけではなくて、やはり現場の状況に応じて自分たちで考えるということが大事だと思うのです。そういうことを書いていただいた方が私としてはうれしいですけれども、そういうところです。

以上です。

○片山長官

長官の片山です。

今の石渡委員の御指摘はむしろ4のところに書いてあるのかなと思ったのですが。「現場の課題を抽出し」と。

○石渡委員

ただ、やはりリスクの低減というところ、そのところに直接関わってくるのだと思いますので、そういう現地現物による情報共有というのは、これはもう少し一般的な話だと思うのですよね。そこで読めるのだということであれば、それでもいいですが。

○杉山委員

書きぶりとしては、これで妥当だと思います。ただ、基本姿勢で書けば、それで終わりではない。当たり前ですが。先ほど田中委員もおっしゃられたように、結局、それが実際に反映されているかどうか。恐らく今の追加検査が終わったら、通常検査の中で様々な面を確認していくことになると思う。その中で基本姿勢で書かれたとおりのことがきちんとできているか。それを確認していく必要があるのだと思います。

以上です。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。よろしいですか。

私は基本的にこの項目でいいと思います。伴委員が言われたように、安全についての七つの約束に相当する核物質防護版の約束であるということだと思います。ただ、それを作っていたからといって、それで終わりではないので、少なくともまずフェーズ2の結果を最終的に見て、委員の間で議論をして、どのようにするのかというのがこれからの内容かなと思いますので、これができたからいいというわけではないと思いますし、状況としては余り楽観視できない状況であると私自身は思っていますので、まずはきちんと報告を、余り、本日の議論は踏まえていただかないといけませんけれども、少なくとも検査の結果を客観的にまとめていただくという、それを見て委員の間で議論するということが必要かなと思いますので、追加の検査をよろしくお願いいたします。

何か委員の方、よろしいですか、追加で。

それでは、今回は報告を受けたということで、議題4を終了いたします。

本日最後の議題ですけれども「令和4年度マネジメントレビュー（第2回）」です。

本件は、先週の原子力規制委員会で原子力規制庁からの報告に対して各委員から意見を

提出していただきました。改めて議論をしたいと思います。

説明は、吉野政策立案参事官からお願いいたします。

○吉野長官官房政策立案参事官

総務課の吉野です。

3月1日に御報告しましたマネジメントレビューの内容について、各委員に詳細に報告内容を見ていただきまして、御意見を頂きました。ありがとうございました。

僭越ですが、いただいたご意見を簡単に御紹介をしながら、事務局の方針についても御説明をさせていただきたいと思います。

山中委員長からは、令和4年度の業務を踏まえて、今後の施策方針について施策ごとに御意見を頂いております。令和5年についての御指示もございますので、きちんと業務計画に反映してまいりたいと思っております。

また、内部監査、要改善事項についても、引き続き継続的に取り組んでまいります。

IRRSフォローアップについても対応を進めます。

また、若手のキャリアについては、アンケートの結果が山中委員長の実感とも合致しているということかと思っておりますけれども、対話、人材育成、キャリアパスとして多くの選択肢を示すなどの御提案を頂いているところでございます。具体の取組を検討してまいりたいと思います。

また、フラットな組織を目指して、委員自らが若手職員とお話いただくというアイデアも書いていただいております。広くいろいろなことを話し合える組織に向けて、改善に取り組んでまいりたいと思います。

田中委員からは、マネジメントシステムに関する御意見、そして、安全文化のアンケートに関する御意見などを頂いております。

人員配置のところについては、杉山委員からも同様の御意見を頂いておりますが、国際会議への出席についての勤務時間の管理があげられてございますけれども、日本からリモートで国際会議に出ている場合には、それは残業の扱い、勤務時間外の勤務は残業の扱いとなっております。

一方、現地で出席する場合には出張の扱いとなり、残業時間に入らないということがございます。国際会議を多く持つ部署が、今回、残業時間が増加しておりますのは、令和3年度、コロナで止まっていた国際対応が大きく増加してきた。一方で引き続きまだリモートもかなり活用しているということで、残業時間が多くなっているという面がございます。

こうした職員については、フレックス勤務の活用なども認めて対応しておるところでございますが、国際関係は、今後、コロナ直後で増えてきたものが平準化していくということも見込まれてございますけれども、御指摘いただいた部署をはじめとして、残業時間が高止まりしているところもございますので、配置については、状況に応じて検討する必要があると存じます。

また、30代の育成については、よりきめ細かな対応が必要と思われるというのが事務方

の共通の認識でございます。課題や置かれている状況は個々の人によって異なると思われるので、アンケートだけではなくて、御指摘のように、コミュニケーションを密にして一人一人に寄り添った対応をしていくということが必要だと考えております。

また、特に研究職の状況については、御提案いただいているように、アンケートの実施なども考えられますが、最近、キャリアパスイメージも設定して、それを踏まえたキャリア支援などに取り組んでおりますし、お互いに研究内容を発表し合ったりですとか、育成体制を明確にするなどの対応をいたしまして、研究の質を組織的に向上させる取組をしておるところでございます。こうしたものの中で、直接にきめ細かな問題の把握と対応を行っていくというのも一つの対応なのかなと考えております。

杉山委員からは、まず最初に、独立性・中立性・透明性の確保について、事務局から御報告しております評価が妥当なのかということについて御意見を頂いております。

令和4年度の業務を振り返りますと、透明性確保の取組は内規等に決められたやり方で適切になされてきていたものと認識しております。御指摘がありました原子力利用推進に関する事務を所掌する官庁との面談等の問題につきましては、迅速にルールを修正いたしまして、その運用を見直してきたところでございます。

こうしたことを踏まえて、事務局としては、業務の実施については適切に行ってきたということで、評価をAとして報告してございました。透明性の確保については、改正した内規を踏まえて適切に取り組む必要がありますので、令和5年度の業務計画にきちんと位置付けて、そこも対応をしまいたいと思っております。

これが令和4年の業務については、Aの評価としたというところの事務局側の判断でございました。

分かりやすい情報提供につきましては、御指摘のとおりだと思っております。安全を最優先にする原子力規制庁の姿勢をきちんと皆さんに知っていただくためにも、分かりやすい説明を心がけるということが必要でございますし、その説明を尽くすということが組織の安全文化の浸透と維持・向上にもつながると考えておりますので、様々な場面で分かりやすさを意識してきちんと説明していくということが必要かと思っております。

国際業務に係る勤務の考え方については、先ほど田中委員のときに御説明した内容と同様でございます。

職員の自己研さんの取組については、状況の把握を行う予定となっております。業務の一環として行いますので、御提案いただいているアンケートというものよりは、もう少しフォーマルに一人一人の状況を確認するような手法を、検討しているところでございます。

伴委員からは、残業時間の分析や3Sの連携の取組などについて、改善しつつ継続すべきだという御意見を頂いております。これについては、引き続きしっかり取り組んでまいりたいと思います。

また、若手についてのきめ細かなアプローチについても、きちんとできることからやってみます。御指摘を頂いたNEA（原子力機関）の文章について読んでみましたが、一

人一人の職員が何か改善しようという前向きな姿勢と、それを組織の力としていくための組織内の良好なコミュニケーションが規制機関の安全文化を作っていくということが書かれてございました。これからコミュニケーションの充実に取り組む中で、こうした考えを踏まえてきちんとやっていきたいと思っております。掲載されております取組事項についても検討してまいります。

文書には正しい手段を選択するかということより、まず何かやってみるということが大事だということが最初に書かれてございました。トライ・アンド・エラーになるかもしれませんが、何らか具体的な取組を実現していきたいと考えております。

また、個々の人材の持つ知識や技能の活用については、資格制度、また、力量管理などの取組を進めているところでございます。状況を見ながら、また引き続きこちらもよりよいところを目指していきたいと考えております。

石渡委員からは、令和4年度の業務の評価について、取組の具体例の記載ですとか、記載内容をもっと分かりやすく説明するべきだという御意見を頂いております。これは正に山中委員長、杉山委員からも頂いております、御説明を分かりやすく行っていくことが必要という姿勢に通じるところかと思っております。文章については修正させていただいて、22日の原子力規制委員会で再度お示ししたいと思っております。

頂いた御意見を踏まえて、本日、意見交換していただきまして、頂いている御意見に加えて、それも踏まえて令和5年度の業務計画を調整いたしまして、22日の原子力規制委員会において決定していただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○山中委員長

お忙しい中、書類を作っていただき、コメント、御意見を頂いたのですけれども、何か追加で御発言されるような点はございますか。

どうぞ。

○田中委員

概要について説明いただきまして、ありがとうございます。令和5年度の業務計画に反映するところもあるし、また、もっと長期的に見ないといけないところがあるかと思っておりますので、私として懸念として考えるところについて書かせていただき、今後の対応を私もしっかりと見ていきたいと思っておりますし、協力していきたいと思っております。ありがとうございました。

○山中委員長

そのほかの委員、何か追加で。

○伴委員

私のコメントの最後のその他のところで、こういった各職員の知識、経験を把握し、その努力がなされていることは知っていますし、力量管理等も行われているのは分かるのですけれども、組織としてそれを共有して活用するということから何ができるのかということですね。

だから、例えば、何か新しい課題が見つかったときに、誰にこれをアサインするか。逆なのかもしれません。誰をアサインするかというときに、そういったものが活用されるべきだし、あるいは長期的な展望に立ったときに、こういう方面の知識、あるいは技能が不足していないかということで戦略を立てる。そういった組織としての活用ということで、更に改善が必要なのかなという思いを込めてこれを書きました。

以上です。

○杉山委員

私が指摘した透明性確保という点で、これが全部A評価でいいのかというようなことに対して、例えば、推進省庁との打合せとかに関して、迅速にルールを定めるというリカバリーの部分も含めてA評価という御説明いただきまして、そう考えているのであれば、それはそれで結構です。

ただし、その部分をこの状況の中に書いていただきたい。でないと、令和5年の取組でいきなり透明性向上というのがぼんと現れている意味が分からない。そういう意味では、経緯を記載していただきたいと思います。

あと、分かりやすい説明ということに関して、ですから、そういうものに取り組むような部署というか、チームを常設したいなという気持ちがあります。今、具体的に何をどうか、どういう人で構成されるのかとかというのはちょっと難しいのですが、やはりそれはもう我々が通常取り組む努力として何とか定着させたいなと思います。

以上です。

○吉野長官官房政策立案参事官

ありがとうございます。政策立案参事官の吉野です。

今頂いた御意見については、修正を加えて22日に再度お示しさせていただきます。あと、組織的な対応についても、事務局の方で検討させていただければと思います。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

対話と情報発信、これは本当に今まで若干ちゅうちょを原子力規制庁、あるいは原子力規制委員会がしていたところかなと思います。安全規制の業務について、分かりやすく説明していくということが必要なのだと。杉山委員もおっしゃられるとおりでと思いますし、そのための広報というのがやはり必要だという、私も同じ趣旨で書かせていただきましたので、具体的な取組、既に広報というのは力を入れていただいている部分ですけれども、まだ足りない部分ということがあるとすると、やはり分かりやすいということかなと思いますし、まだまだ対話も努力をしていかないといけないところかなと思いますので。

そのほかはいかがでしょう。よろしいですか。

職員間のコミュニケーションを図っていくのだということは、もう既に以前の提案の中で書いていただいていたのですけれども、委員がどうコミットしていくかという、あるいは委員と職員間のバリアが相当高いので、是非、これはまた仕事を作ることになって

はいけないので、あえてそういう、何かこういう場を設定しなさいとかいうのは一切言いませんけれども、バリアが低くなるような何か取組があるといいなと思います。恐らくほかの委員も担当される業務で職員とお話しされることは多いかと思うのですけれども、職務と関係しない職員とお話しされるという機会は非常に少ないと思いますので、そういういろいろな場があるといいなと思います。これはもう本当にこれから継続的に工夫をしていっていただければなど。

伴委員が言われていましたけれども、とにかくトライすることが大事かなと。駄目だなと思ったらまた戻ればいいので、とにかくトライしてみるということが大事かなと思いますので、是非何か提案をしていただければと思います。

よろしいですか。

それでは、改めて本日の議論を踏まえて、令和5年度の業務計画及びマネジメントシステムの運営に反映していただければと思います。

以上で議題5を終了いたします。

最後に、配布資料について、これを説明していただいたのかな。

○吉野長官官房政策立案参事官

参事官の吉野でございます。

78回の原子力規制委員会の方、議題2で御報告させていただきました3.11の報告ですが、件数のアップデートなどで少し手違いがございまして、件数などについて17件修正が発生してございます。こちらに上がっているものを変更いたしました上で、ホームページに公表してまいりたいということで、御了承いただければと思います。よろしく願いいたします。

○山中委員長

3.11報告の修正ですよね。報告いただきましたけれども、委員の方から何かございませうか、質問、御意見。よろしいですか。

それでは、修正の上で公表をお願いいたします。

本日の議題は以上ですけれども、そのほかに何かございませうでしょうか。

どうぞ、石渡委員。

○石渡委員

これは先週の金曜日、3月3日なのですけれども、地震・津波関係の志賀原子力発電所、北陸電力の志賀原子力発電所の審査を行いました。その中で、これまで問題になってきたのは、敷地内の断層に活動性があるかどうかということが非常に大きな問題だったわけですが、それについて一定の判断ができるようになってきたということで、基本的には評価断層といって、断層はたくさんあるのですけれども、その中でグループ分けをして、評価すべき断層というのを10本選んで、その全てについて、規定・規則・ガイド等に基づいて活動性はないという評価ができそうだということで、おおむね妥当な検討がなされたという判断をいたしました。

これについて、実は7年前の2016年に、本委員会（原子力規制委員会）で敷地内の破砕帯に関する有識者の調査団の報告というのを原子力規制委員会として決定してしまして、その報告ではこれの活動性は否定できないという結論になっていたわけです。ただし、データが圧倒的に不足しているので、いろいろなデータを今後そろえなければいけませんよということを最後に6項目ぐらい書いてある、そういう評価書を決定したわけです。

今回の結論というのは、ある意味、180度逆の結論になっているわけで、これについては、やはり原子力規制委員会で議論していただく必要があると私は考えます。そういう意味で、今後、議論していただくためにはやはり資料が必要だと思いますので、それを原子力規制庁の方で準備していただきたいと思いますののですけれども、いかがでしょうか。

○山中委員長

委員の方、何か御意見はございますでしょうか。石渡委員が現在審査を担当していただいている志賀の2号炉についての敷地内の活断層について、一定の評価を得られたという御報告を今頂いたのですが、過去の有識者の会合の評価書と食い違いが見られるということで、その件についての議論を委員の方とさせていただくと。そのために資料を原子力規制庁にまとめていただいて、それに基づいて議論していただくという御提案を頂いたのですが、私はその方向で結構ではないかと思うのですけれども、委員の方、御意見はございますか。

○田中委員

私もその方向で結構だと思います。

○杉山委員

これも分かりやすい情報発信につながるところがあるのですけれども、そもそもどういう方法で判断が行われているかという基本的なところも含めて教えていただいた上で、議論させていただきたいと思います。

○山中委員長

伴委員、よろしいですか。

○伴委員

はい。結構です。

○山中委員長

それでは、事務局の方で過去の有識者、本件に関する有識者の会合の評価書並びに今回の審査会合での内容、それがきちんと議論できる、比較して議論できるような資料の取りまとめをお願いしたいと思うのですが、いかがでしょう。

○片山長官

承知いたしました。

○山中委員長

どれぐらいでまとまりそうですか。これはちょっと分からないですか。

○片山長官

もう結果は出ていますので、早ければ来週の原子力規制委員会で御議論できるように準備したいと思います。

○山中委員長

了解です。

それでは、石渡委員、このような形で進めさせていただいてよろしいですか。

○石渡委員

はい。どうぞよろしく願いいたします。

○山中委員長

それでは、事務局の方、よろしく願いいたします。

そのほか、何かございますか。

どうぞ。

○石渡委員

一番最後に添付されているトピックスの件なのですけれども、〈その他〉というところに大飯1号機のトラブルについての報告が、関西電力のホームページだと思えるのですけれども、あるのですけれども、これというのは、要するに、コンクリートの中にある配管を損傷してしまったという話で、ちょっとあり得ない話ではないかと思うのです。これは、要するに、コンクリートのサンプルを採るためにボーリングして行って、その中にある配管を損傷してしまったと。これは図面の確認がそもそもできていなかったというようなことだと、これを読むと、読めるのですけれども、これはやはりこういうことが起きてはいけないと思いますので、その点はよく指導していただいた方がいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○菊川原子力規制部検査グループ実用炉監視部門管理官補佐

実用炉監視部門の菊川でございます。

本件は、委員がおっしゃったとおり、作業前にしっかり図面を確認しなかったというところが大きな要因でございますけれども、対策としましては、しっかり最新の図面を入手するとか、金属探知をしっかりとやるかということ対策として事業者が挙げてございますので、そのいわゆる是正措置、対策をしっかり日常検査の方で確認したいと考えております。

以上です。

○山中委員長

よろしいでしょうか、石渡委員。

(委員首肯)

○山中委員長

それでは、対応の方をよろしく願いします。

そのほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の原子力規制委員会はこれで終わりにします。ありがとうございました。